

# みどり活動支援事業の概要について

## 1 目的

地域緑化活動団体や市内で緑の活動を行っている団体に対し、園芸資材等の支援を校区ごとに行い、自主活動へと発展するよう運営サポートを行うものである。

## 2 支援団体と条件

- ・堺市内全小学校区を対象とし、地域（校区）を中心に活動する概ね10人以上の団体であること。※原則、活動する校区内の住民又は校区内に勤務する者
- ・活動場所が地域のまちかど、広場など公開性があり、土地所有者の使用許可を得ていること。

## 3 支援条件と支援内容について

- ・年1回の申請（令和7年6月18日(水)～令和7年7月4日(金)）
- ・申請書（様式1）に基づき資材の支援を年2回実施します。  
（9月下旬と翌年2月下旬配付予定）。
- ・配付する資材の種類、数量は校区単位で決定します。
- ・同一校区内に複数の活動団体がある場合は、団体間で調整をお願いします。  
\*活動地をひとつにまとめるわけではありません。
- ・配送場所は原則1ヶ所です。
- ・翌年3月には実績報告書（様式5①～③）を提出してください。  
（提出期限：令和8年3月16日(月)まで  
\*申請書一式の中にある「実績報告書（様式5）」にて活動内容等を記入の上、活動写真の添付をお願いします。

## 4 申請書の提出と申請の決定

- ・支援を受けようとする団体は、期日までに申請書を堺市公園協会に提出してください。
- ・申請内容を精査した後、採用の場合は決定通知書を送付します。（7月下旬）  
\*申請者が多数の場合など、支援が出来ない場合があります。ご了承ください。

## 5 資材の支援

- ・1校区100ポイントを上限とします。
- ・1校区に複数の活動団体がある場合は、校区内で資材申請の合計ポイントが100ポイントになるように調整していただきます。

## 6 啓発について

- ・事業の主旨を広く周知するため、啓発看板を設置していただきます。  
（看板は堺市公園協会より提供いたします。）
- ・実績報告書等で提出を受けた活動地の写真は、広報等で利用させて頂く場合があります。